

韓国産業安全保健公団法

[施行 2016. 12. 27]

[法律第 14502 号、2016. 12. 27 一部改正]

雇用労働部（労災予防政策課）044-202-7684

HP－法令 93

(目的)

第 1 条 この法律は、韓国産業安全保健公団を設立し、産業災害予防技術の研究・開発及び普及、産業安全保健技術指導及び教育、安全・保健診断等産業災害予防に関する事業を効率的に実行させることにより、勤労者が安全で健康に仕事ができるようにし、〔及び〕事業主が災害予防に努めるようにすることにより国民経済発展に資することを目的とする。

[条文改正 2008. 12. 31]

(法人格)

第 2 条 韓国産業安全保健公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

[条文改正 2008. 12. 31]

(事務所)

第 3 条

(1) 公団の主な事務所の所在地は、定款で定める。

(2) 公団は、定款で定めるところにより、必要なところに分事務所〔従たる事務所／支部〕を置くことができる。

[条文改正 2008. 12. 31]

(設立登記)

第 4 条

(1) 公団は、主な事務所の所在地において設立登記をすることにより、成立する。

(2) 前項による設立登記及び分事務所の設置登記、移転登記、その他の公団の登記に必要な事項は、大統領令で定める。

(3) 公団は、登記が必要な事項に関しては、登記した後でなければ第三者に対抗できない。

[条文改正 2008. 12. 31]

(定款)

第 5 条

(1) 公団は、次の各号に関する事項を含んだ定款を作成し、雇用労働部長官の認可を受けなければ

ばならない。

(改正 2010. 6. 4)

1. 目的
2. 名称
3. 主な事務所、分事務所及び第 26 条による傘下機関の設置・運営
4. 事務及びとその執行
5. 財産及び会計
6. 役職員
7. 理事会の運営
8. 定款の変更
9. 公告の方法
10. 内部規定の制定、改正及び廃止
11. 解散

(2) 公団は、定款を変更するには、雇用労働部長官の認可を受けなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

(事業)

第 6 条 公団は、第 1 条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。 (改正 2010. 6. 4)

1. 産業災害予防技術の研究・開発及び普及
2. 産業安全保健に関する教育
3. 事業場の産業災害予防のための安全・保健診断又は管理等及びこのための技術支援
4. 有害又は危険な機械・機構等の安全認証又は安全検査
5. 産業災害予防のための施設資金支援
6. 産業災害予防施設の設置・運営
7. 産業安全保健に関する情報及び資料の収集・発刊・提供
8. 産業安全保健に関する国際協力
9. 産業安全保健に関して雇用労働部長官等その他の中央行政機関の長が委託する事業
10. その他の前 9 号の事業に付帯する事業

[条文改正 2008. 12. 31]

(役員)

第 7 条

(1) 公団に、次の役員を置く。 (改正 2016. 12. 27)

1. 理事長 1 人
2. 常任理事 3 人

3. 非常任理事 11 人以内

4. 監事 1 人

- (2) 理事長、常任理事及び監事以外の役員は、非常任とする。
- (3) 理事長は、「公共機関の運営に関する法律」第 29 条による役員推薦委員会（以下「役員推薦委員会」という。）が複数推薦した者の中から、雇用労働部長官の推薦により大統領が任命する。
(改正 2010. 6. 4)
- (4) 常任理事は理事長が任命し、非常任理事（公団の定款により当然に非常任理事として選任される者は除く。）は次の各号のいずれか一つに該当する者として役員推薦委員会が複数推薦した者の中から雇用労働部長官が任命する。
(改正 2016. 12. 27)
1. 事業主代表
 2. 勤労者代表
 3. 産業安全・保健に関する専門的学識及び経験がある者
- (5) 監事は、役員推薦委員会が複数推薦し、「公共機関の運営に関する法律」第 8 条による公共機関運営委員会の審議・議決を経た者の中から、企画財政部長官の推薦により大統領が任命する。
(改正 2016. 12. 27)
- (6) 理事長の任期は 3 年とし、理事及び監事の任期はそれぞれ 2 年とするものとし、1 年を単位に再任されることができる。

[条文改正 2008. 12. 31]

(役員職務)

第 8 条

- (1) 理事長は、公団を代表して公団の業務を総括する。
- (2) 理事長がやむを得ない理由によりその職務を遂行できないときは、定款で定めるところにより、常任理事のうち 1 人がその職務を代行し、常任理事がおらず、又はその職務を代行できないときは、定款で定める役員がその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会に付議された案件を審議して議決に参加し、常任理事は、定款で定めるところにより、公団の事務を執行する。
- (4) 監事は、「公共機関の運営に関する法律」第 32 条第 5 項による監査基準により、公団の業務と会計を監査して、その意見を理事会に提出する。

[条文改正 2008. 12. 31]

(役員欠格事由)

第 9 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、役員になれない。

1. 「国家公務員法」第 33 条各号のいずれか一つに該当する者
2. 「公共機関の運営に関する法律」第 34 条第 1 項第 2 号に該当する者

[条文改正 2008. 12. 31]

(役職員の兼職制限)

第 10 条

- (1) 公団の理事長、常任理事及び監事並びに職員は、その職務のほかに営利を目的とする業務に従事することはできない。
- (2) 理事長、常任理事及び監事がその任命権者及び推薦権者の許可を受けた場合並びに職員が理事長の許可を受けた場合は、非営利目的の業務を兼ねることができる。

[条文改正 2008. 12. 31]

(職員の任免)

第 11 条 公団の職員は、定款で定めるところにより、理事長が任免する。

[条文改正 2008. 12. 31]

(理事会)

第 12 条

- (1) 公団に、「公共機関の運営に関する法律」第 17 条第 1 項各号の事項を審議・議決するために、理事会を置く。
- (2) 理事会は、理事長を含む理事で構成する。
- (3) 理事長は、理事会の議長となる。
- (4) 理事会の会議は、理事会議長又は在籍理事 3 分の 1 以上の要求により招集し、在籍理事の過半数の賛成で議決する。
- (5) 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

[条文改正 2008. 12. 31]

(公団の収入)

第 13 条 公団の収入は、次の各号のものとする。

1. 政府又は政府以外の者から受けた出資金又は寄付金
2. 「産業災害補償保険法」による産業災害補償保険及び予防基金から受けた出資金
3. 第 15 条による借入金
4. 第 19 条による余剰金
5. その他の公団の収入金

[条文改正 2008. 12. 31]

(国有財産の無償貸与)

第 14 条 政府は、公団の設立及び運営のために必要な場合は、国有財産及び物品を公団に無償で貸し付けることができる。 [条文改正 2008. 12. 31]

(資金の借入)

第 15 条

(1) 公団は、第 6 条による事業のために必要な資金の借入（国際機関、外国政府又は外国人からの借入を含む。）を行うことができる。

(2) 公団は、前項により資金を借入れるには、雇用労働部長官の承認を受けなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

(事業年度)

第 16 条 公団の事業年度は、政府の会計年度による。

[条文改正 2008. 12. 31]

(予算の編成等)

第 17 条

(1) 理事長は、会計年度ごとに、「公共機関の運営に関する法律」第 46 条により樹立した経営目標及び同法第 50 条により通知された経営指針により、次の会計年度の予算案を編成し、次の会計年度が始まる前までに、理事会の議決を経て雇用労働部長官の承認を受けて予算を確定しなければならない。予算を変更する場合も、また同じとする。 (改正 2010. 6. 4)

(2) 公団は、前項により予算が確定したときは、直ちに理事会の議決を経て、その会計年度の予算による運営計画を樹立し、その運営計画を予算が確定した後 2 カ月以内に雇用労働部長官に提出しなければならない。予算が変更されて運営計画を変更する場合も、また同じとする。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

(決算書の提出)

第 18 条 公団は、毎事業年度の歳入・歳出決算書を作成し、監査院規則で定めるところにより、公認会計士又は「公認会計士法」第 23 条により設立された会計法人を選定して会計監査を受け、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、雇用労働部長官に提出しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

(余剰金の処理)

第 19 条 公団は、毎事業年度の決算の結果余剰金ができるときは、繰り越し損失を補填し、残余は、次の事業年度の収入として積み立てしなければならない。 [条文改正 2008. 12. 31]

(手数料の徴収)

第 20 条 公団は、第 6 条による事業に関して、雇用労働部長官の承認を受けて、手数料又はその他の実費を徴収することができる。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

(業務の指導及び監督)

第 21 条

(1) 雇用労働部長官は、次の各号の事項に関して公団を指導・監督する。

(改正 2010. 6. 4)

1. 法令により雇用労働部長官が公団に委託した事業及び雇用労働部所管業務と直接関連する事業の適正な遂行に関する事項

2. 「公共機関の運営に関する法律」第 50 条第 1 項による経営指針の履行に関する事項

(2) 雇用労働部長官は、公団に対して、前項による監督に必要な事項を報告させ、又は所属公務員に公団の帳簿、書類、その他の物を検査させることができる。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

(秘密厳守の義務)

第 22 条 公団の役職員及び役職員であった者は、その職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。

[条文改正 2008. 12. 31]

(類似名称の使用禁止)

第 23 条 公団ではない者は、韓国産業安全保健公団又はこれと類似した名称を使用できない。

[条文改正 2008. 12. 31]

(「民法」の準用)

第 24 条 公団に関してこの法律及び「公共機関の運営に関する法律」で定めたことのほかは、「民法」中財団法人に関する規定を準用する。

[条文改正 2008. 12. 31]

(産業安全保健協議会)

第 25 条

(1) 産業安全保健事業の振興及び関連団体との有機的な業務協力のために、公団に産業安全保健協議会を置く。

(2) 産業安全保健協議会の組織・機能及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

(傘下機関)

第 26 条

- (1) 公団は、第 6 条による事業を効率的に遂行するために、公団傘下に、研究院、教育院、その他の必要な機関（以下「傘下機関」という。）を置くことができる。
- (2) 公団の理事長は、傘下機関を指導・監督する。
- (3) 傘下機関の設置・運営等に必要な事項は、公団の定款で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

(罰則)

- 第 27 条 第 22 条に違反して秘密を漏洩した者は、2 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

[条文改正 2008. 12. 31]

(過怠金)

第 28 条

- (1) 第 23 条に違反して類似名称を使用した者には、500 万ウォン以下の過怠金を賦課する。
- (2) 前項による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

第 29 条 削除 (2008. 12. 31)

第 30 条 削除 (2008. 12. 31)

付則 (法律第 3931 号、1987. 5. 30)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(設立準備)

第 2 条

- (1) 労働部長官は、この法律の施行日から 30 日以内に、7 人以内の設立委員を委嘱し、公団の設立に関する事務を処理させなければならない。
- (2) 設立委員は、公団の定款を作成し、労働部長官の認可を受けなければならない。
- (3) 設立委員は、前項の規定による認可を受けたときは、遅滞なく、連名で公団の設立登記をしなければならない。

(4) 設立委員は、公団の設立登記を終えた後遅滞なく、理事長に事務を引き継がなければならない。

(5) 設立委員は、前項の規定による事務引き継ぎが終わったときは、解職となったとみなす。

(設立費用)

第3条 公団の設立費用は、政府が負担する。

(理事任命に対する経過措置)

第4条 設立当時の公団の理事は、第7条第4項ビラの規定にかかわらず、労働部長官が任命する。

付則（法律第14502号、2016.12.27）

この法律は、公布の日から施行する。